

修正履歴

令和 5 年 4 月修正 (Ver.4.9)

- (1) p.Ⅱ-14 (第Ⅱ編 2.1(5)) 調整後温室効果ガス排出量算定式中に非化石電源二酸化炭素削減相当量を追加、自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (2) p.Ⅱ-43 (第Ⅱ編 3.1.7(3)) 荷主としてのエネルギー使用に用いる自動車の燃費を更新
- (3) p.Ⅱ-44 (第Ⅱ編 3.1.7(3)) 荷主としてのエネルギー使用に用いるトンキロ当たりの燃料使用量の算定方法を更新
- (4) p.Ⅱ-44 (第Ⅱ編 3.1.7(3)) 荷主としてのエネルギー使用に用いる輸送機関別の輸送トンキロ当たりの排出原単位を更新
- (5) p.Ⅱ-130 (第Ⅱ編 3.3.17 4) CH₄の排出活動 工業炉等における廃棄物燃料の使用の廃棄物燃料の種類 RDF の説明を修正
- (6) p.Ⅱ-170 (第Ⅱ編 3.4.12 3) N₂O の排出活動 廃棄物の焼却の 算定対象となる廃棄物の種類 RDF の説明を修正
- (7) p.Ⅱ-172 (第Ⅱ編 3.4.12 4) N₂O の排出活動 工業炉等における廃棄物燃料の使用の廃棄物燃料の種類 RDF の説明を修正
- (8) p.Ⅱ-214 (第Ⅱ編 4) 調整後温室効果ガス排出量算定式中に非化石電源二酸化炭素削減相当量を追加、自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (9) p.Ⅱ-214 (第Ⅱ編 4) 供給を受けている電気事業者の調整後排出係数が公表されていない場合に用いる係数の説明を追加
- (10) p.Ⅱ-216 (第Ⅱ編 4) 調整後排出量の調整に用いることのできるクレジット等に非化石電源二酸化炭素削減相当量を追加
- (11) p.Ⅱ-218 (第Ⅱ編 4) 非化石電源二酸化炭素削減相当量の記載方法を追加
- (12) p.Ⅱ-219 (第Ⅱ編 4) ⑤自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (13) p.Ⅱ-220 (第Ⅱ編 4) 自らが創出した国内認証排出削減量のうち、バイオ炭の農地施用により農地に貯留された温室効果ガスの貯留量として認証された認証量について移転の際に加算から除外する旨を追記
- (14) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1) 電子報告システム (EEGS) の説明を追加
- (15) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1 (3)) 提出方法から磁気ディスク (コンパクト・ディスク (CD) 等) による提出を削除
- (16) p.Ⅲ-9 (第Ⅲ編 2) 電子報告システム (EEGS) による提出方法を追加
- (17) p.Ⅲ-17 (第Ⅲ編 3.2.1 (1)) 温対法様式の改正に伴い、記載内容を修正
- (18) p.Ⅲ-36 (第Ⅲ編 3.2.1 (2)) 第 5 表の非化石電源二酸化炭素削減相当量の記載方法を追加
- (19) p.Ⅲ-63 (第Ⅲ編 3.2.3) 権利利益保護の対象となる排出量等に非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を追加
- (20) p.Ⅲ-67 (第Ⅲ編 3.2.4) 温対法様式第 2 の改正による記載方法を修正

- (21) p.III-78 (第III編) 磁気ディスクによる提出方法、様式第3の記載方法を削除
- (22) p.IV-2 など (第IV編付録) 1.1、1.3の事例について、非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いた場合に変更
- (23) p.IV-62~64 (第IV編 2.1) 表IV-2-1、表IV-2-2 温対法関連法令等一覧を温対法、温対法施行令の改正を反映し修正
- (24) p.IV-65~71 (第IV編 2.1(1)) 温対法(抄)の条文を更新
- (25) p.IV-72~102 (第IV編 2.1(2)) 温対法施行令(抄)の条文を更新
- (26) p.IV-103~120 (第IV編 2.1(3)) 報告命令の条文を更新
- (27) p.IV-147~151 (第IV編 2.1(5)) 集計方法を定める省令の条文を更新
- (28) p.IV-152~153 (第IV編 2.1(6)) 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法告示の条文を更新
- (29) p.IV-154~155 (第IV編 2.1(7)) 国内認証排出削減量を定める告示の条文を更新
- (30) p.IV-157 (第IV編 2.1(9)) 非化石電源二酸化炭素削減相当量の告示を追加
- (31) p.IV-161 (第IV編 2.2) 表IV-2-3 省エネ法関連法令等一覧を省エネ法改正等を反映し修正
- (32) p.IV-162~179 (第IV編 2.2(1)) 省エネ法(抄)の条文を更新
- (33) p.IV-180~184 (第IV編 2.2(2)) 省エネ法施行令(抄)の条文を更新
- (34) p.IV-185~191 (第IV編 2.2(3)) 省エネ法施行規則(抄)の条文を更新
- (35) p.IV-192~196 (第IV編 2.2(4)) 輸送事業者に係る届出省令(抄)の条文を更新
- (36) p.IV-197~202 (第IV編 2.2(5)) 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件の告示の条文、表を更新
- (37) p.IV-249~ (第IV編 5.) 温対法様式第1の改正
- (38) p.IV-261~ (第IV編 5.) 省エネルギー法様式第9(定期報告書(抜粋))の改正
- (39) p.IV-301~ (第IV編 5.) 省エネルギー法様式第30(定期報告書(抜粋))の改正
- (40) p.IV-312~ (第IV編 5.) 温対法様式第2の改正

令和4年1月修正 (Ver.4.8)

- (1) p.I-1 (第I編 1.(2)) 令和3年度の温対法改正点に関する記述を追加
- (2) p.I-2 (第I編 1.(2)) 図I-1-1 算定・報告・公表制度の概要を修正
- (3) p.II-14 (第II編 2.1.(5)) 調整後排出量算定式中の自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (4) p.II-214 (第II編 4) 調整後排出量算定式中の自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (5) p.II-218 (第II編 4) ⑤自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (6) p.II-219 (第II編 4) 自らが創出した国内認証排出削減量のうち、森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証された認証量について移転の際に加算から除外する旨を追記
- (7) p.III-20 (第III編 2.2.1(2)) (ク)自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記

- (8) p.Ⅲ-41 (第Ⅲ編 2.2.2(1)) (ケ) 自らが創出した国内認証排出削減量に関する説明を追記
- (9) p.Ⅳ-56 など (第Ⅳ編付録) 1.7 の事例について、他者が創出した国内認証排出削減量の無効化と併せて自らが創出した国内認証排出削減量を移転した場合に変更
- (10) p.Ⅳ-63 (第Ⅳ編 2) 表Ⅳ-2-2 温対法関連法令等一覧を温対法、温対法施行令の改正を反映し修正
- (11) p.Ⅳ-64～70 (第Ⅳ編 2.1(1)) 令和 3 年度温対法 (抄) の条文を更新
- (12) p.Ⅳ-71～101 (第Ⅳ編 2.1(2)) 令和 3 年度温対法施行令 (抄) の条文を更新
- (13) p.Ⅳ-150～151 (第Ⅳ編 2.1(6)) 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の告示の条文を更新

令和 3 年 1 月修正 (Ver.4.7)

- (1) p.Ⅱ-73 (第Ⅱ編 3.2.17) 廃棄物由来の燃料の扱いに関する注記を追記
- (2) p.Ⅱ-75 (第Ⅱ編 3.2.17) 廃棄物由来の燃料の扱いに関する注記を追記
- (3) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1.(1)) 提出期間に関する注記 1 を追記
- (4) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1.(3)) 特定事業者等の省エネルギー法の記入要領に関する URL を更新
- (5) p.Ⅲ-3 (第Ⅲ編 1.(4)) (c)省エネ法定期報告書及び温対法報告様式第 1 の両方を提出する場合の記載を一部変更
- (6) p.Ⅲ-6 (第Ⅲ編 2.2.1(1)) 図Ⅲ-2-1 の「印」を削除
- (7) p.Ⅲ-7 (第Ⅲ編 2.2.1(1)) ③報告者の代表者印に関する記載を削除
- (8) p.Ⅲ-7 (第Ⅲ編 2.2.1(1)) 図Ⅲ-2-2 の「印」を削除し、注の押印に関する記載を削除
- (9) p.Ⅲ-50 (第Ⅲ編 2.2.3) 図Ⅲ-2-28 の「印」を削除
- (10) p.Ⅲ-51 (第Ⅲ編 2.2.3) ③請求者の代表者印に関する記載を削除
- (11) p.Ⅲ-51 (第Ⅲ編 2.2.3) 図Ⅲ-2-29 の「印」を削除し、注の押印に関する記載を削除
- (12) p.Ⅲ-52 (第Ⅲ編 2.2.4) 図Ⅲ-2-30 の「印」を削除
- (13) p.Ⅲ-55 (第Ⅲ編 2.2.4) ③提供者の代表者印に関する記載を削除
- (14) p.Ⅲ-60 (第Ⅲ編 3.3.1) 図Ⅲ-3-1 の「印」を削除
- (15) p.Ⅲ-61 (第Ⅲ編 3.3) ③提出者の代表者印に関する記載を削除
- (16) p.Ⅲ-71 (第Ⅲ編 4.4) 図Ⅲ-4-2 の「印」を削除
- (17) p.Ⅲ-72 (第Ⅲ編 4.4) ③提出者の代表者印に関する記載を削除
- (18) p.Ⅲ-83～84 (第Ⅲ編 5.) 表Ⅲ-5-2 算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧の担当局部課の所在地、連絡先を変更 (変更した省庁：環境省)
- (19) p.Ⅳ-198 (第Ⅳ編(2)) 一部の地方環境事務所の所在地、連絡先を修正
- (20) p.Ⅳ-241 (第Ⅳ編 5.) 押印の廃止について追記
- (21) p.Ⅳ-244 (第Ⅳ編 5.) 様式第 1 の「印」を削除。旧備考 2 を削除、旧備考 3 以降の番号を繰り上げ。
- (22) p.Ⅳ-255 (第Ⅳ編 5.) 様式第 9 の「印」を削除
- (23) p.Ⅳ-283 (第Ⅳ編 5.) 様式第 4 の「印」を削除

- (24) p.IV-286 (第IV編 5.) 様式第8の「印」を削除
- (25) p.IV-289 (第IV編 5.) 様式第25の「印」を削除
- (26) p.IV-292 (第IV編 5.) 様式第30の「印」を削除
- (27) p.IV-302 (第IV編 5.) 様式第1の2の「印」を削除。旧備考2を削除、旧備考3以降の番号を繰り上げ。
- (28) p.IV-303 (第IV編 5.) 様式第2の「印」を削除
- (29) p.IV-305 (第IV編 5.) 様式第4の「印」を削除。旧備考3を削除、旧備考4以降の番号を繰り上げ。
- (30) p.IV-306 (第IV編 5.) 様式第43の「印」を削除
- (31) p.IV-308 (第IV編 5.) 様式第3の「印」を削除。旧備考3を削除、旧備考4以降の番号を繰り上げ。
- (32) p.IV-309 (第IV編 6.(1)) 3 報告者の代表者印に関する記載を削除
- (33) p.IV-316 (第IV編 6.(2)) 4 請求者の代表者印に関する記載を削除
- (34) p.IV-317 (第IV編 6.(3)) 2 提供者の代表者印に関する記載を削除
- (35) p.IV-318 (第IV編 6.(4)) 3 提出者の代表者印に関する記載を削除

令和2年6月修正 (Ver.4.6)

- (1) p.IV-105～153 (第IV編 2.1) 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の条文内容を更新

令和2年5月修正 (Ver.4.5)

- (1) p.II-15 (第II編 2.1) (6) ②「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更
- (2) p.III-5 (第III編 2.1) (2)「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更
- (3) p.III-23 (第III編 2.2.1) (2) (ケ)第5表の3 海外認証排出削減量に係る情報の提出について説明を追記
- (4) p.III-44 (第III編 2.2.2) (1) (コ)特定-第12表6の3 海外認証排出削減量に係る情報の提出について説明を追記
- (5) p.IV-85,102～103 (第IV編 2.1.(2)) 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の条文内容を更新
- (6) p.IV-116～120 (第IV編 2.1.(3)) 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の条文内容を更新
- (7) p.IV-184-189 (第IV編 2.2.(3)) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の条文内容を更新
- (8) p.IV-192-193 (第IV編 2.2.(4)) エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の条文内容を更新

- (9) p.IV-245～IV308 (第IV編付録) 様式第1、様式第1の2、様式第2、様式第4、様式第43、様式第3の各備考欄に記載の「日本工業規格」を「日本産業規格」に変更

令和元年7月修正 (Ver.4.4)

- (1) <全体> 平成30年省エネルギー法改正を踏まえ、認定管理統括事業者、管理関係事業者、認定管理統括荷主、管理関係荷主等の省エネルギー法に基づき認定される事業者の区分を追記
- (2) <全体> 省エネルギー法定期報告書の様式改正に伴い、定期報告書の様式番号及び定期報告書の対象となる表の記載を修正
- (3) p.II-2 (第II編1.1) 平成30年省エネルギー法改正を踏まえて対象者(特定排出者)の説明を修正
- (4) p.II-5 (第II編1.2.1) 同上
- (5) p.II-29など(第II編3.1) エネルギー起源CO₂各排出活動の(4)活動量において、省エネルギー法定期報告書の様式改正を踏まえて、対象となる表の記載を修正
- (6) p.II-214 (第II編4.) ①エネルギー起源CO₂排出量の電気の使用に伴うものの算定式において、「メニュー別排出係数」の記載を追加
- (7) p.III-34 (第III編2.2.2) 省エネルギー法定期報告書様式第9の改正に伴い、様式の構成の記載を修正
- (8) p.III-54 (第III編2.2.4) 温対法様式第2の改正に伴い、記入例の記載を修正
- (9) p.III-63 (第III編4.2) 省エネルギー法改正を踏まえ、電子報告システムで提出できる報告様式を修正
- (10) p.III-67 (第III編4.3.1) 電子報告システムで入力チェックが可能な報告書のファイル形式を修正
- (11) p.IV-67など(第IV編2.1(1)) 平成30年省エネルギー法改正に伴う温対法改正を反映
- (12) p.IV-73など(第IV編2.1(2)) 平成30年省エネルギー法改正に伴う温対法施行令改正を反映
- (13) p.III-76～81 (第III編5.) 表III-5-2 算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧の担当局部課、所在地、連絡先を変更(変更した省庁:金融庁、文部科学省、経済産業省、環境省)
- (14) p.IV-103など(第IV編2.1(3)) 平成30年省エネルギー法改正に伴う報告命令改正を反映
- (15) p.IV-134 (第IV編2.1(4)) 平成30年省エネルギー法改正に伴う算定省令改正を反映
- (16) p.IV-145など(第IV編2.1(5)) 平成30年省エネルギー法改正に伴う集計省令改正を反映
- (17) p.IV-159など(第IV編2.1(1)) 平成30年省エネルギー法改正を反映
- (18) p.IV-177など(第IV編2.1(2)) 省エネルギー法施行令改正を反映
- (19) p.IV-182など(第IV編2.1(3)) 省エネルギー法施行規則改正を反映
- (20) p.IV-188など(第IV編2.1(4)) 省エネルギー法輸送届出省令改正を反映
- (21) p.IV-198 (第IV編(1)) ヘルプデスクの連絡先および一部の地方環境事務所の住所を修正

- (22) p.IV-199 (第IV編(2)) 一部事業所間省庁の担当局部下名または連絡先を修正
- (23) p.IV-242 (第IV編 5) 温対法様式第 1 の改正を反映
- (24) p.IV-253 など (第IV編 5) 省エネ法定期報告書 (様式第 9、様式第 4、様式第 8、様式第 25 及び様式第 30) の改正を反映
- (25) p.IV-301 (第IV編 5) 温対法様式第 2 の改正を反映
- (26) p.IV-303 (第IV編 5) 温対法様式第 4 の改正を反映
- (27) p.IV-304 (第IV編 5) 省エネルギー法様式第 43 の改正を反映
- (28) p.IV-307 など (第IV編 6(1)) 平成 30 年省エネルギー法改正に伴う事業者の区分を追記、並びに省エネルギー法定期報告書の様式番号及び対象となる表の修正
- (29) p.IV-315 (第IV編 6(3)) 温対法様式第 2 の改正に伴う記載事項の修正

平成 30 年 6 月修正 (Ver.4.3.2)

- (1) p.III-76~81 (第III編 5.) 「算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧を更新。地方公共団体 (日本標準産業分類の細分類番号 9811 (都道府県機関) 又は 9821 (市町村機関) に該当する事業) の提出窓口を追加
- (2) <全体> 「実排出係数」及び「実排出量」をそれぞれ「基礎排出係数」「基礎排出量」に修正
- (3) <全体> 各種 URL 変更の反映
- (4) p.III-38 (第III編 2.2.2) 特定第 12 表 4 の 2 について、メニュー別の場合の例示
- (5) p.III-72~74 (第III編 5.) 事業別所管大臣の一覧を更新。地方公共団体の提出先を「環境大臣」のみに変更。
- (6) p.IV-10~14 (第IV編付録) 1.1 の事例について、メニュー別排出係数を使用する場合に変更

平成 29 年 7 月修正 (Ver.4.3.1)

- (1) p.II-30 (第 II 編 3.1.2) メニュー別排出係数に関する追記
- (2) p.II-212-213 (第 II 編 4.) メニュー別排出係数に関する追記

平成 29 年 6 月修正 (Ver.4.3)

- (1) <全体> 京都メカニズムの削除
- (2) <全体> 様式修正の反映
- (3) p.II-6 (第 II 編 1.2) HFC に関する温室効果ガス排出量の目安の更新
- (4) p.II-178 (第 II 編 3.5.5) HFC に関する追記
- (5) p.IV-25-31 (第 IV 編 1.4) HFC に関する追記 (冷凍冷蔵機器を多く利用している事業者

(食料品小売業等))

- (6) p.II-30 (第II編 3.1.2) メニュー別排出係数に関する追記

平成 28 年 7 月修正 (Ver.4.2)

- (1) <全体> 「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」に表記を統一
- (2) <全体> 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う条文番号等の修正
- (3) p.II-6,7 (第II編 1.2.2) 適用する地球温暖化係数の修正に伴い、活動量の目安を更新
- (4) p.II-11 (第II編 2.1) 平成 26 年度排出量までの適用の地球温暖化係数表を削除
- (5) p.II-211 (第II編 2.2.4) 京都メカニズムの償却前移転に関する注を追加
- (6) p.II-216 (第II編 2.2.4) 国内認証排出量の無効化に関する説明文を修正
- (7) p.III-24 (第III編 2.2.1) 国内認証排出削減量の識別番号例を修正
- (8) p.III-67 (第III編 4.2) 電子報告システムで提出可能な書類及び提出先を更新
- (9) p.IV-1~53 (第IV編) 適用する地球温暖化係数の修正に伴う更新

平成 28 年 2 月修正 (Ver.4.1)

- (1) p.II-13 (第II編 2.1) (5) 調整後温室効果ガス排出量算定式について、(二国間オフセット・クレジット)を削除
- (2) p.II-213,214 (第II編 4) 二国間オフセット・クレジット制度の説明に一部追加
- (3) p.III-19 (第III編 2.2.1) (2) (キ) 図III-2-6 二国間オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更
- (4) p.III-20 (第III編 2.2.1) (2) (キ) ② 二国間オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更
- (5) p.III-21 (第III編 2.2.1) (2) (キ) ②表III-2-2 二国間オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更
- (6) p.III-25 (第III編 2.2.1) (2) (コ) 図III-2-9 二国間オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更。識別番号を変更。
- (7) p.III-41 (第III編 2.2.1) (2) (ク) 図III-2-20 二国間オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更。
- (8) p.III-41 (第III編 2.2.1) (2) (ク) ② オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更。
- (9) p.III-45 (第III編 2.2.1) (2) (サ) 図III-2-23 二国間オフセット・クレジットをJCMクレジットに変更。識別番号の変更

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) p. I -1 (第 I 編 1) | (2)平成 25 年法改正、平成 27 年温対法政省令に伴う変更事項につ |
| いての記述を追加 | |
| (2) p. I -3 (第 I 編 1) | (4)温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素を追加 |
| (3) p. II -1 (第 II 編 1.1) | 表 II -1 -1 温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素を追加 |
| (4) p. II -4 (第 II 編 1.2) | 1.2.2 温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素を追加 |
| (5) p. II -5 (第 II 編 1.2) | 図 II -1 -1 NF ₃ 追加に伴う図修正及び注釈*1 を追加 |
| (6) p. II -7 (第 II 編 1.2) | (参考) の注釈*4 を追加 |
| (7) p. II -8 (第 II 編 2.1) | 表 II -2 -1 NF ₃ を追加、脚注を追加 |
| (8) p. II -10 (第 II 編 2.1) | (4)地球温暖化係数の改正について追加 |
| (9) p. II -12 (第 II 編 2.1) | 平成 27 年度排出量以降に適用する地球温暖化係数の追加 |
| (10) p. II -13 (第 II 編 2.1) | (5) (平成 26 年度排出量報告用) の算定式を削除 |
| (11) p. II -15 (第 II 編 2.1) | 表 II -2 -5 NF ₃ を追加 |
| (12) p. II -18 (第 II 編 2.1) | 地球温暖化係数に関する脚注を追加 |
| (13) p. II -22 (第 II 編 2.1) | 表 II -2 -7 NF ₃ を追加 |
| (14) p. II -23 (第 II 編 2.1) | 表 II -2 -8 NF ₃ を追加 |
| (15) p. II -30 (第 II 編 3.1.2) | (3)省エネルギー法定期報告書の指定表の番号を第 10 表に変更 |
| (16) p. II -36 (第 II 編 3.1.6) | (3)省エネルギー法定期報告書の指定表の番号を第 10 表に変更 |
| (17) p. II -40 (第 II 編 3.1.7) | (3)省エネルギー法定期報告書の指定表の番号を第 10 表に変更 |
| (18) p. II -44 (第 II 編 3.1.7) | (5)省エネルギー法定期報告書の指定表の番号を第 10 表に変更 |
| (19) p. II -187 (第 II 編 3.5.10) | (1)①、② ガスの種類に NF ₃ を追加 |
| (20) p. II -193 (第 II 編 3.6.3) | (1)①、② ガスの種類に NF ₃ を追加 |
| (21) p. II -206 (第 II 編 3.7.7) | (1)①、② ガスの種類に NF ₃ を追加 |
| (22) p. II -208 (第 II 編 3.8) | 三ふっ化窒素 (NF ₃) の活動別算定方法を追加 |
| (23) p. II -211 (第 II 編 4) | 調整後排出量(tCO ₂)の算定式に海外認証排出削減量を追加 |
| (24) p. II -212 (第 II 編 4) | ③温室効果ガスの種類に三ふっ化窒素 (NF ₃) を追加 |
| (25) p. II -212 (第 II 編 4) | ④無効化された海外認証排出削減量を追加 |
| (26) p. II -213 (第 II 編 4) | ④ (ア) 京都メカニズムクレジットの制度説明 URL を追加 |
| (27) p. II -213 (第 II 編 4) | ④ (イ) 国内認証排出削減量の制度説明 URL を追加 |
| (28) p. II -213 (第 II 編 4) | ④ (ウ) 海外認証排出削減量を追加 |
| (29) p. II -214 (第 II 編 4) | ④ (エ) 海外認証排出削減量を追加 |
| (30) p. II -215 (第 II 編 4) | ⑤自らが国内認証排出削減量の無効化を行なった場合の加算につ |
| いて追加 | |
| (31) p. II -220 (第 II 編 5) | 三ふっ化窒素 (NF ₃) を追加 |
| (32) p. II -223 (第 II 編 5) | (参考 2) HFC、PEC のガス種、三ふっ化窒素 (NF ₃) を追加 |
| (33) p. II -223 (第 II 編 5) | (参考 2) 平成 27 年度排出量以降適用する地球温暖化係数を追加 |
| (34) p. III -1 (第 III 編) | 4 項で電子報告システムによる提出の場合の方法について解説し |
| ている旨を追加 | |

- (35) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1) (1) 代替フロン等ガス種の数を変更
- (36) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1) (2) 電子報告システムによる提出方法を追加
- (37) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1) (3) 電子報告システムを用いての提出を追加
- (38) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1) (3) 省エネルギー法の定期報告書の提出方法について、記入要領を記載している URL を追加 (特定事業者、特定荷主)
- (39) p.Ⅲ-3 (第Ⅲ編 1) (4) ②電子ファイルを追加
- (40) p.Ⅲ-3 (第Ⅲ編 1) (4) ③海外認証排出量の種類ごとの合計量を追加
- (41) p.Ⅲ-6 (第Ⅲ編 2.2.1) (1) 様式第 1 記入例 提出先を「地方経済産業局」に変更
- (42) p.Ⅲ-7 (第Ⅲ編 2.2.1) (1) ③電子報告システムによる提出の場合、署名・押印が不要であることを追加
- (43) p.Ⅲ-8 (第Ⅲ編 2.2.1) (1) ④-1 算定・報告・公表制度のホームページの特定排出者コード検索及び質問フォームの URL を追加
- (44) p.Ⅲ-9 (第Ⅲ編 2.2.1) (1) ④-5 自社が特定連鎖化事業者に該当するかどうかを確認することができる特定事業者等指定状況指定状況の URL を追加
- (45) p.Ⅲ-10 (第Ⅲ編 2.2.1) (1) ⑨、⑩EXCEL 様式を利用する場合は、プルダウンで「1. 有」「2. 無」から該当するものを選択できることを追加
- (46) p.Ⅲ-12 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) 図Ⅲ-2-3 様式が平成 27 年度報告用であることを追加
- (47) p.Ⅲ-12 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (ア) 温室効果ガスの種類に NF₃ を追加
- (48) p.Ⅲ-15 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (イ) 2)④地球温暖化係数について脚注を追加
- (49) p.Ⅲ-16 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (イ) 2)⑨NF₃ を追加
- (50) p.Ⅲ-18 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (カ) ①NF₃ を追加
- (51) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (キ) 海外認証排出削減量を追加
- (52) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (キ) ②海外認証排出削減量を追加
- (53) p.Ⅲ-21 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (キ) 表Ⅲ-2-2 海外認証排出削減量を追加
- (54) p.Ⅲ-22 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (キ) 京都議定書第一約束期間用に発効された京都メカニズムクレジットの平成 25 年度以降の取扱い等についての参照 URL を追加
- (55) p.Ⅲ-25 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) (コ) 第 5 表の 4 海外認証排出削減量に係る情報を追加
- (56) p.Ⅲ-28 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (ア) ⑤算定・報告・公表制度のホームページの特定排出者コード検索及び質問フォームの URL を追加
- (57) p.Ⅲ-29 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (ア) ⑨、⑩EXCEL 様式を利用する場合は、プルダウンで「1. 有」「2. 無」から該当するものを選択できることを追加
- (58) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (イ) 図Ⅲ-2-1 2 様式が平成 27 年度報告用であることを追加
- (59) p.Ⅲ-30 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (イ) ① 省エネルギー法定期報告書の指定表の番号を第 10 表に変更
- (60) p.Ⅲ-31 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (イ) ④地球温暖化係数について脚注を追加
- (61) p.Ⅲ-32 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (イ) ⑨NF₃ を追加。
- (62) p.Ⅲ-32 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) (イ) ⑩、(ウ)、(エ) 省エネルギー法定期報告書の指定表の番号を第 10 表に変更

- (63) p.Ⅲ-33 (第Ⅲ編 2.2.1) (3) ①温室効果ガスの種類に NF_3 を追加
- (64) p.Ⅲ-35 (第Ⅲ編 2.2.2) 省エネルギー法定期報告書の指定-第9表を指定-第10表に変更
- (65) p.Ⅲ-37 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (イ) ⑤ 自社が特定連鎖化事業者該当するかどうかを確認することができる特定事業者等指定状況指定状況 URL を追加
- (66) p.Ⅲ-41 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (ク) 海外認証排出削減量を追加
- (67) p.Ⅲ-41 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (ク) 図Ⅲ-2-20 海外認証排出削減量を追加
- (68) p.Ⅲ-41 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (ク) ② 海外認証排出削減量を追加
- (69) p.Ⅲ-42 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (ケ) 京都議定書第一約束期間用に発効された京都メカニズムクレジットの平成25年度以降の取扱い等についての参照 URL を追加
- (70) p.Ⅲ-44 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (コ) 図Ⅲ-2-22 J-クレジット(移転のみ)の例を追加
- (71) p.Ⅲ-45 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (サ) 6の4 海外認証排出削減量に係る情報を追加
- (72) p.Ⅲ-46 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (シ) ①②EXCEL様式を利用する場合は、プルダウンで「1. 有」「2. 無」から該当するものを選択できることを追加
- (73) p.Ⅲ-46 (第Ⅲ編 2.2.2) (2) 指定-第9表を指定-第10表に変更(以下、この項同じ)
- (74) p.Ⅲ-49 (第Ⅲ編 2.2.2) (2) (オ) ①②EXCEL様式を利用する場合は、プルダウンで「1. 有」「2. 無」から該当するものを選択できることを追加
- (75) p.Ⅲ-50 (第Ⅲ編 2.2.3) 表Ⅲ-2-4 海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を追加
- (76) p.Ⅲ-52 (第Ⅲ編 2.2.3) ④ 海外認証排出削減量を追加
- (77) p.Ⅲ-55 (第Ⅲ編 2.2.4) 図Ⅲ-2-32 事業所番号欄を追加
- (78) p.Ⅲ-56 (第Ⅲ編 2.2.4) ③ 算定・報告・公表制度のホームページの特定排出者コード検索及び質問フォームの URL を追加
- (79) p.Ⅲ-56 (第Ⅲ編 2.2.4) ④ 『事業所番号』を追加
- (80) p.Ⅲ-64~70 (第Ⅲ編 4) 「電子報告システムによる提出」を追加
- (81) p.Ⅲ-79~84 (第Ⅲ編 5) 表Ⅲ-5-2 提出窓口の担当局部課、所在地、連絡先を変更(変更した省庁: 内閣府、警察庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)
- (82) p.Ⅳ-52~53 (第Ⅳ編 2.1) 表Ⅳ-2-1 温対法関連法令等一覧を更新
- (83) p.Ⅳ-55~59 (第Ⅳ編 2.1) (1) 温対法(抄)の条文を更新
- (84) p.Ⅳ-60~65 (第Ⅳ編 2.1) (2) 温対法施行令(抄)の条文を更新
- (85) p.Ⅳ-85 (第Ⅳ編 2.1) (2) 別表第13を追加
- (86) p.Ⅳ-86~91 (第Ⅳ編 2.1) (3) 報告命令の条文を更新
- (87) p.Ⅳ-96~98 (第Ⅳ編 2.1) (3) 報告命令の条文を更新
- (88) p.Ⅳ-112~113 (第Ⅳ編 2.1) (4) 算定省令の条文を更新
- (89) p.Ⅳ-128~129 (第Ⅳ編 2.1) (6) 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の告示の条文を更新
- (90) p.Ⅳ-132 (第Ⅳ編 2.1) (8) 報告命令第1条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量を定める件の告示を追加
- (91) p.Ⅳ-142、145~146 (第Ⅳ編 2.2) (1) 省エネルギー法(抄)の条文を更新
- (92) p.Ⅳ-157 (第Ⅳ編 2.2) (3) 省エネルギー法施行規則(抄)の条文を更新

- (93) p.IV-161～162 (第IV編 2.2) (4) 省エネルギー法に規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令(抄)の条文を更新
- (94) p.IV-164 (第IV編 2.2) (5) 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法を定めた件の告示の別表第1を更新
- (95) p.IV-167 (第IV編 3) (1) 排出量の算定・報告・公表制度に関する問い合わせ先を更新
- (96) p.IV-168 (第IV編 3) (2) 事業所管官庁の問い合わせ先の担当局部課、連絡先を更新
- (97) p.IV-210 (第IV編 5) 表IV-5-1 電子報告システム使用の事前届出の様式を追加
- (98) p.IV-213 (第IV編 5.1) 温対法報告書 様式第1第1表を更新
- (99) p.IV-216 (第IV編 5.1) 温対法報告書 様式第1第5表の1を更新
- (100) p.IV-218 (第IV編 5.1) 温対法報告書 様式第1第5表の4を追加
- (101) p.IV-220 (第IV編 5.1) 温対法報告書 様式第1別紙を更新
- (102) p.IV-221 (第IV編 5.1) 温対法報告書 様式第1別紙第1表を更新
- (103) p.IV-223 (第IV編 5.2) 省エネ法定定期報告書 様式第9特定第1表を更新
- (104) p.IV-225 (第IV編 5.2) 省エネ法定定期報告書 様式第9特定第2表を更新
- (105) p.IV-232 (第IV編 5.2) 省エネ法定定期報告書 様式第9特定第12表6の1を更新
- (106) p.IV-234 (第IV編 5.2) 省エネ法定定期報告書 様式第9特定第12表6の4を追加
- (107) p.IV-235 (第IV編 5.2) 省エネ法定定期報告書 様式第9指定第1表を更新
- (108) p.IV-236～237 (第IV編 5.2) 省エネ法定定期報告書 様式第9指定第10表を更新
- (109) p.IV-238～239 (第IV編 5.3) 省エネ法定定期報告書 様式第4第1表を更新
- (110) p.IV-241～242 (第IV編 5.4) 省エネ法定定期報告書 様式第8第1表を更新
- (111) p.IV-244～245 (第IV編 5.5) 省エネ法定定期報告書 様式第12第1表を更新
- (112) p.IV-251～252 (第IV編 5.8) 温対法報告書 様式第2を更新
- (113) p.IV-253 (第IV編 5.9) 温対法報告書 様式第4を追加
- (114) p.IV-254 (第IV編 5.10) 省エネ法報告書 様式第23を追加
- (115) p.IV-262 (第IV編 6) (3) 温対法報告書 様式第2 記入チェックシートを更新

平成26年6月修正 (Ver.3.5)

- (1) p.II-8 (第II編 2.1) HFC, PFC, SF₆の平成21年度における算定対象期間についての記述を削除
- (2) p.II-12 (第II編 2.1) (5)自らが創出した国内認証排出削減量についての記述を追加
- (3) p.II-12 (第II編 2.1) (5)平成27年度排出量報告用の参考を追加
- (4) p.II-207 (第II編 4) 自らが創出した国内認証排出削減量についての記述を追加
- (5) p.II-207 (第II編 4) 「⑤を加算」を追加
- (6) p.II-209 (第II編 4) ④(イ)J-クレジット制度の記述を追加
- (7) p.II-209 (第II編 4) ④(ウ)(例1)を追加
- (8) p.II-210 (第II編 4) ④(ウ)「ただし、京都メカニズムクレジット等の報告～」を追加
- (9) p.II-211 (第II編 4) ⑤自らが創出した国内認証排出削減量についての記述を追加

- (10) p.Ⅱ-211 (第Ⅱ編 4) ⑤調整後温室効果ガス排出量の調整についての記述を修正
- (11) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1) (2)省エネルギー法の報告の提出に関する記述を追加
- (12) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1) (3)フロッピー・ディスクを「コンパクト・ディスク (CD)」に修正
- (13) p.Ⅲ-18 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(キ)図Ⅲ-2-6 「J-クレジット」を追加
- (14) p.Ⅲ-18 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(キ)②「J-クレジット」を追加
- (15) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(キ)②表Ⅲ-2-2 「J-クレジット」を追加
- (16) p.Ⅲ-20 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ケ)自らが創出した国内認証排出削減量についての記述を追加
- (17) p.Ⅲ-21 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ケ)図Ⅲ-2-8 「償却日」を「無効化日又は移転日」に修正
- (18) p.Ⅲ-22 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ケ)図Ⅲ-2-8 J-クレジットの記入例を追加
- (19) p.Ⅲ-22 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ケ)②「償却日」を「無効化日又は移転日」に修正
- (20) p.Ⅲ-22 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ケ)②「無効化した量は正の値、移転した量～」を追加
- (21) p.Ⅲ-33 (第Ⅲ編 2.2.2) (1)(イ)②主たる事業の記入についての記述を追加
- (22) p.Ⅳ-123 (第Ⅳ編 2.1(6)) 調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の告示の第二第1項を更新、第四を削除
- (23) p.Ⅳ-125 (第Ⅳ編 2.1(7)) 環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の告示の規定 (二号、四号) を更新
- (24) p.Ⅳ-147 (第Ⅳ編 2.2(3)) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の条文 (第 18 条第五号、第 55 条～第 58 条) を更新
- (25) p.Ⅳ-159 (第Ⅳ編) 日本標準産業分類を平成 25 年 10 月改訂に更新
- (26) p.Ⅳ-207 (第Ⅳ編 5.) 温対法様式第 1 の第 5 表の 3 を更新
- (27) p.Ⅳ-224 (第Ⅳ編 5.) 省エネルギー法様式第 9 の特定-第 12 表 6 の 3 を更新
- (28) p.Ⅳ-245 (第Ⅳ編 5.) 省エネルギー法様式第 20 を更新

平成 25 年 5 月修正 (Ver.3.4)

- (1) p.Ⅰ-3 (第Ⅰ編 1) (3) 排出量の集計方法 (調整後排出量) の記述を修正
- (2) p.Ⅱ-176 (第Ⅱ編 3.5.5) 1) (1) 冷媒 HFC の追加封入時の記述を追加
- (3) p.Ⅱ-176 (第Ⅱ編 3.5.5) 1) (2) 追加封入のみ行った場合の算定方法の記述を追加
- (4) p.Ⅱ-176 (第Ⅱ編 3.5.5) 1) (4) 追加封入時の記述を追加
- (5) p.Ⅱ-208 (第Ⅱ編 4) ①エネルギー起源 CO2 排出量についての記述を修正
- (6) p.Ⅲ-3 (第Ⅲ編 1) (4) 「温対法の報告様式」に表現を統一
- (7) p.Ⅲ-15 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (イ)⑧「事業者全体における」を追加
- (8) p.Ⅲ-33 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) (ウ)「事業者全体における」を追加
- (9) p.Ⅲ-63 (第Ⅲ編 4) 表Ⅲ-4-2 報告書提出窓口の所在地、連絡先を修正

平成 24 年 5 月修正 (Ver.3.3)

- (1) p.Ⅱ-119 (第Ⅱ編 3.3.16) 2) (3) (参考) の No.4 生物学的脱窒素処理の記述箇所を修正
- (2) p.Ⅱ-209 (第Ⅱ編 4) ④(イ)グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度の記述を追加。
- (3) p.Ⅲ-18 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。
- (4) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。
- (5) p.Ⅲ-21 (第Ⅲ編 2.2.1) (2) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。
- (6) p.Ⅲ-37 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。
- (7) p.Ⅲ-39 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。
- (8) p.Ⅲ-40 (第Ⅲ編 2.2.2) (1) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。
- (9) p.Ⅲ-52 (第Ⅲ編 2.2.4) ⑦電気の使用に伴うエネルギー起源 CO₂ 排出量について震災の影響を考慮した算定に関する例示の記述を追加。
- (10) p.Ⅳ-125 (第Ⅳ編 2.1) (7)平成 24 年経済産業省・環境省告示第 5 号において追加されたグリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証をされた二酸化炭素の量に関する記述を追加。
- (11)p.Ⅳ-259 (第Ⅳ編 6) (1) グリーンエネルギーCO₂削減相当量の記述を追加。

平成 23 年 4 月 15 日修正 (Ver.3.2)

- (1) p.Ⅱ-2 (第Ⅱ編 1.1) <事業所とは>の記述を修正
- (2) p.Ⅱ-28 (第Ⅱ編 3.1.1) (5) ビル等のテナントのエネルギー使用量に関する記述を削除
- (3) p.Ⅱ-29 (第Ⅱ編 3.1.2) (3) 排出係数の記述を修正
- (4) p.Ⅱ-30 (第Ⅱ編 3.1.2) (5) ビル等のテナントのエネルギー使用量に関する記述を削除
- (5) p.Ⅱ-31 (第Ⅱ編 3.1.3) (5) ビル等のテナントのエネルギー使用量に関する記述を削除
- (6) p.Ⅱ-32 (第Ⅱ編 3.1.4) 空調エネルギー推計ツールによりエネルギー量を推計した場合の排出量算定方法を新たな節として記載
- (7) p.Ⅱ-31 (第Ⅱ編 3.1.4) (5) ビル等のテナントのエネルギー起源 CO₂ 排出量の算定方法を追加
- (8) p.Ⅱ-39 (第Ⅱ編 3.1.7) トンキロ法の燃料使用原単位について有効数字の記述を削除
- (9) p.Ⅱ-64 (第Ⅱ編 3.2.17) 1) (1) ※3 廃溶剤の扱いの記載を追加
- (10) p.Ⅱ-69 (第Ⅱ編 3.2.17) 1) (4) 「廃プラスチックの油化量の把握について」を追加
- (11) p.Ⅱ-69 (第Ⅱ編 3.2.17) 1) (4) 「炭素収支からを見て」を削除
- (12) p.Ⅱ-78 (第Ⅱ編 3.3.1) (参考)早見表 焼結炉－銅、鉛及び亜鉛用－気体燃料の CH₄ の「×」を「○」に修正
- (13) p.Ⅱ-79 (第Ⅱ編 3.3.1) (参考)早見表 石油加熱炉－気体燃料の N₂O の「×」を「○」に修正
- (14) p.Ⅱ-104 (第Ⅱ編 3.3.11) (4) 子豚の算定の記述を追加
- (15) p.Ⅱ-141 (第Ⅱ編 3.4.1) (4) 子豚の算定の記述を追加

- (16) p.Ⅲ-7 (第Ⅲ編 2.2.1) (1)③報告者の代表者印の記述を修正
- (17) p.Ⅲ-9 (第Ⅲ編 2.2.1) (1)⑤<主たる事業の考え方>について地方公共団体における考え方の記述を追加
- (18) p.Ⅲ-13 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(イ)1事業分類の考え方の記述を追加
- (19) p.Ⅲ-17 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(カ)図Ⅲ-2-5 第4表の記入例を修正
- (20) p.Ⅲ-19 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ク)オフセット付きリース物品の扱いの記述を追加
- (21) p.Ⅲ-21 (第Ⅲ編 2.2.1) (2)(ケ)②オフセット付きリース物品の扱いの記述を追加
- (22) p.Ⅲ-28 (第Ⅲ編 2.2.1) (3)(エ)図Ⅲ-2-1 2別紙第3表の記入例を修正
- (23) p.Ⅲ-32 (第Ⅲ編 2.2.2) (1)(イ)⑥事業分類の考え方の記述を追加
- (24) p.Ⅲ-37 (第Ⅲ編 2.2.1) (1)(ケ)オフセット付きリース物品の扱いの記述を追加
- (25) p.Ⅲ-38 (第Ⅲ編 2.2.2) (1)(コ)②オフセット付きリース物品の扱いの記述を追加
- (26) p.Ⅲ-46 (第Ⅲ編 2.2.3) ③報告者の代表者印及び報告者の代理人の記述を追加
- (27) p.Ⅲ-49 (第Ⅲ編 2.2.4) 図Ⅲ-2-3 0 様式第2の記入例にサプライチェーン排出量を追加
- (28) p.Ⅲ-52 (第Ⅲ編 2.2.4) ⑩サプライチェーン排出量に関する記述を追加
- (29) p.Ⅲ-58 (第Ⅲ編 4) 表Ⅲ-4-1 財務大臣の貴金属の売買の記述を削除
- (30) p.Ⅲ-60 (第Ⅲ編 4) 表Ⅲ-4-1 国土交通大臣に J-REIT の記述を追加
- (31) p.Ⅲ-60 (第Ⅲ編 4) 表Ⅲ-4-1 環境大臣に温泉供給業を追加
- (32) p.Ⅲ-60 (第Ⅲ編 4) 注4 教育委員会の事業所管大臣を追加
- (33) p.Ⅲ-60 (第Ⅲ編 4) 注4 都道府県警察本部の事業所管大臣を追加
- (34) p.Ⅲ-61 (第Ⅲ編 4) 注5 地方支分部局へ提出する場合の提出先の記述を修正
- (35) p.Ⅲ-61 (第Ⅲ編 4) 注5 事業所管大臣が内閣総理大臣(金融庁)の場合の提出先の記述を修正
- (36) p.Ⅲ-62 (第Ⅲ編 4) 表Ⅲ-4-2 担当局部課、所在地、連絡先を修正

平成 22 年 9 月修正 (Ver.3.1)

- (1) p.Ⅱ-7 (第Ⅱ編 1.2.2) (参考)表 SF₆ 機器製造・使用開始時の使用量に関する活動量を修正
- (2) p.Ⅲ-4 (第Ⅲ編 2.2.1) 表Ⅲ-2-1 省エネ法の定期報告書を追加
- (3) p.Ⅲ-8 (第Ⅲ編 2.2.1) (1)③ 報告者の代理人及び委任状の記述を追加
- (4) p.Ⅲ-31 (第Ⅲ編 2.2.2) 省エネ法様式第9 エネルギー起源 CO₂ 及び調整後温室効果ガス排出量の報告に関する記入要領を追加

平成 22 年 6 月修正 (Ver.3.0)

- (1) p.Ⅰ-1 (第Ⅰ編 1.(1)) 『集計・公表する「温室効果ガスの算定・報告・公表制

- 度』を『集計・公表する「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度』』に修正
- (2) p. I -1 (第 I 編 1.(2)) 平成 20 年度の温対法改正点に関する記述を追加
- (3) p. I -2 (第 I 編 1.(2)) ①『毎年度、事業所等ごとに、』を『毎年度、事業者ごとに、』に修正
- (4) p. I -2 (第 I 編 1.(2)) 図 I -1 -1 算定・報告・公表制度の概要を修正(差換え)
- (5) p. I -3 (第 I 編 1.(3)) 集計結果の公表に関する記述を修正
- (6) p. I -3 (第 I 編 1.(4)) 他の制度との関係の記述を修正
- (7) p. I -3 (第 I 編 1.(5)) 雑則の罰則に関する記述を追加
- (8) p. II -1 (第 II 編) 算定対象者に関する記述を修正
- (9) p. II -1 (第 II 編 1.1) 算定対象者の考え方に関する記述を修正
- (10) p. II -1 (第 II 編 1.1) 表 II -1 -1 算定・報告・公表制度の対象者(特定排出者)の対象者の修正、注釈の記述を追加、修正
- (11) p. II -2 (第 II 編 1.1) <常時使用する従業員とは>の記述を修正
- (12) p. II -3 (第 II 編 1.1) <連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)の要件>を追加
- (13) p. II -4 (第 II 編 1.2) 『事業所が算定・報告・公表制度の対象になるか』を『事業者が算定・報告・公表制度の対象(特定排出者)になるか』に修正
- (14) p. II -4 (第 II 編 1.2.1) 『対象となる者は、』を『対象となる者(特定排出者)は、』に修正
- (15) p. II -4 (第 II 編 1.2.1) 『表 II -1 -2 に示す(1)~(6)』を『表 II -1 -2 に示す(1)~(5)』に修正
- (16) p. II -4 (第 II 編 1.2.1) 表 II -1 -2 エネルギー起源 CO₂ の報告対象となる事業所及び事業者の記述を修正
- (17) p. II -4 (第 II 編 1.2.2) 対象者かどうかの判断に関する記述を修正
- (18) p. II -4 (第 II 編 1.2.2) 例 1 及び例 2 の記述を修正
- (19) p. II -5 (第 II 編 1.2.2) 図 II -1 -1 算定・報告・公表制度の適用判定の例を差換え、注釈の記述を修正
- (20) p. II -6 (第 II 編 1.2.2) (参考) 主な活動における温室効果ガス排出量の目安を差換え、注釈の記述を修正
- (21) p. II -8 (第 II 編 2.1) 算定の対象とする期間に関する記述を修正、注釈を追加
- (22) p. II -8 (第 II 編 2.1) 算定の対象とする組織に関する記述を削除
- (23) p. II -8 (第 II 編 2.1) 算定の手順に関する記述を追加
- (24) p. II -9 (第 II 編 2.1.(1)) 排出活動の抽出に関する記述を修正、家畜の排せつ物の管理に関する注釈を削除
- (25) p. II -9 (第 II 編 2.1.(2)) 活動ごとの排出量の算定に関する記述を修正
- (26) p. II -10 (第 II 編 2.1.(4)) 排出量の CO₂ 換算値(算定排出量)の算定について、端数の処理に関する記述を修正

(27)	p. II-11 (第II編 2.1.(5))	備考を削除
(28)	p. II-12 (第II編 2.1.(5))	調整後温室効果ガス排出量の調整を追加
(29)	p. II-12 (第II編 2.1.(6))	報告する排出量の実測等による算定に関する記述を追加
(30)	p. II-13 (第II編 2.1.(6))	実測等による単位発熱量・排出係数に関する記述を修正
(31)	p. II-13 (第II編 2.1.(7))	端数の処理及び有効数字の考え方に関する記述を修正
(32)	p. II-15 (第II編 2.1.(7))	表 II-2-6 四則演算における有効桁数の考え方について有効桁数の判断方法の記述を修正 (例1: 非エネルギー起源 CO ₂) ①の排出係数を更新
(33)	p. II-16 (第II編 2.1.(7))	3,000tCO ₂ 未満の場合でも有効数字の処理によっては報告対象となる可能性があるとの記述を削除
(34)	p. II-17 (第II編 2.1.(7))	有効桁を下線で明示
(35)	p. II-17 (第II編 2.1.(7))	『加える各項の最も小さい有効桁のうち最も』を『加える各項の有効桁のうち、有効桁の位が最も』に修正
(36)	p. II-17 (第II編 2.1.(7))	
(37)	p. II-18 (第II編 2.1.(8))	少量の排出源の取扱いに関する記述を追加
(38)	p. II-21 (第II編 2.2)	表 II-2-7 活動の種類と対応する温室効果ガス一覧表(2/2)の家畜の排せつ物の管理に関する注釈を削除
(39)	p. II-22 (第II編 2.2)	表 II-2-8 業種別活動対応表の家畜の排せつ物の管理に関する注釈を削除
(40)	p. II-24 (第II編 2.3.1.(3))	排出係数等の実測等に関する記述を修正
(41)	p. II-25 (第II編 3.1.1.(3))	燃料の種類、単位発熱量及び排出係数の一覧表を更新、注釈及び(参考)の記述を修正
(42)	p. II-26 (第II編 3.1.1.(4))	活動量の記述を更新
(43)	p. II-27 (第II編 3.1.1.(5))	備考の記述を更新
(44)	p. II-29 (第II編 3.1.2.(3))	排出係数の記述を更新
(45)	p. II-29 (第II編 3.1.2.(4))	活動量の記述を更新
(46)	p. II-30 (第II編 3.1.2.(5))	備考の記述を更新
(47)	p. II-31 (第II編 3.1.3.(3))	単位発熱量及び排出係数の(参考)の記述を更新
(48)	p. II-31 (第II編 3.1.3.(4))	活動量の記述を更新
(49)	p. II-31 (第II編 3.1.3.(5))	備考の記述を更新
(50)	p. II-32 (第II編 3.1.4)	他人にエネルギーを供給している特定排出者に関する記述の修正
(51)	p. II-32 (第II編 3.1.4.(1))	他人にエネルギーを供給している特定排出者に関する記述の修正
(52)	p. II-32 (第II編 3.1.4.(2))	排出係数の記述を修正
(53)	p. II-34 (第II編 3.1.5.(3))	単位発熱量及び排出係数の一覧表を更新、(参考)の記述を修正
(54)	p. II-35 (第II編 3.1.5.(4))	標準状態への換算に関する記述を修正
(55)	p. II-35 (第II編 3.1.5.(4))	液密度の参考値の一覧表を更新
(56)	p. II-35 (第II編 3.1.5.(5))	備考の記述を更新

- (57) p. II-38 (第II編 3.1.6.(3)) 単位発熱量及び排出係数並びに排出原単位等の一覧表を更新、注釈及び(参考)の記述を修正
- (58) p. II-39 (第II編 3.1.6.(3)) 表II-3-1 燃料別最大積載量別燃費(実測燃費が不明な場合)を更新、出典を修正
- (59) p. II-40 (第II編 3.1.6.(3)) 表II-3-2 燃料別最大積載量別の積載率別輸送トンキロ当たり燃料使用量(トラック:参考表)を更新、出典を修正
- (60) p. II-40 (第II編 3.1.6.(3)) 表II-3-3 積載率が不明な場合の輸送トンキロ当たり燃料使用量(トラック)を更新、出典を修正
- (61) p. II-41 (第II編 3.1.6.(4)) 標準状態への換算に関する記述を修正
- (62) p. II-42 (第II編 3.1.6.(5)) 備考の記述を修正
- (63) p. II-46 (第II編 3.2.3.2).(4)) 標準状態への換算に関する記述を修正
- (64) p. II-48 (第II編 3.2.4.(3)) 排出係数の一覧を更新、(参考)の記述を更新
- (65) p. II-48 (第II編 3.2.4.(5)) 備考を削除
- (66) p. II-49 (第II編 3.2.5.(1)) 『ドロマイトを』を『ドロマイト(CaMg(CO₃)₂)を』に修正
- (67) p. II-50 (第II編 3.2.6.(1)) 活動の概要と排出形態の記述を修正
- (68) p. II-53 (第II編 3.2.9.(3)) 排出係数の一覧を更新
- (69) p. II-53 (第II編 3.2.9.(4)) 標準状態への換算に関する記述を修正
- (70) p. II-55 (第II編 3.2.10.(1)) 『シリコンカーバイド製造時に』を『シリコンカーバイド(SiC)製造時に』に修正
- (71) p. II-55 (第II編 3.2.10.(3)) 排出係数の(参考)の数式を修正
- (72) p. II-57 (第II編 3.2.12.(3)) 排出係数の一覧を更新、(参考)の記述を修正
- (73) p. II-58 (第II編 3.2.13.(1)) 『(消石灰)とアセチレンを』を『(消石灰[Ca(OH)₂])とアセチレン(C₂H₂)を』に修正
- (74) p. II-63 (第II編 3.2.17.1).(1)) 図 有機物の熱処理システムの類型化を差換え
- (75) p. II-64 (第II編 3.2.17.1).(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考)《No.7 ごみ固形燃料(RDF)》の記述を修正
- (76) p. II-69 (第II編 3.2.17.1).(5)) 備考の記述及び表を更新、注釈の記述を更新
- (77) p. II-71 (第II編 3.2.17.2).(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考)《No.2 廃プラスチック類から製造される燃料油》及び《No.4 ごみ固形燃料(RDF)》に関する記述を修正
- (78) p. II-72 (第II編 3.2.17.2).(5)) 備考の廃棄物燃料の使用に関する記述を修正
- (79) p. II-73 (第II編 3.3.1.(3)) 燃料の種類、単位発熱量及び排出係数の一覧表を更新
- (80) p. II-76 (第II編 3.3.1.(4)) 活動量の有効数字の扱いに関する記述を修正
- (81) p. II-77 (第II編 3.3.1.(4)) (参考)施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早見表(1/3)「焼結炉⇒銅、鉛及び亜鉛用⇒気体燃料」のCH₄の記述について、『○』を『×』に修正
- (82) p. II-78 (第II編 3.3.1.(4)) (参考)施設等の種類及び燃料の種類ごとの算定対象早

- 見表(2/3)「石油加熱炉⇒気体燃料」の N₂O の記述について、『○』を『×』に修正
- (83) p. II-83 (第 II 編 3.3.3.1).(3) 排出係数の一覧表を更新、(参考)《No.2 採掘後の工程時》の記述を修正
- (84) p. II-88 (第 II 編 3.3.6.2).(4) 標準状態への換算に関する記述を修正
- (85) p. II-90 (第 II 編 3.3.7.1).(3) 排出係数の(参考)の記述を修正
- (86) p. II-91 (第 II 編 3.3.7.2).(3) 排出係数の(参考)の記述を修正
- (87) p. II-92 (第 II 編 3.3.8).(3) 排出係数の一覧表を更新
- (88) p. II-94 (第 II 編 3.3.9.2).(3) 排出係数の(参考)の記述を修正
- (89) p. II-95 (第 II 編 3.3.9.3).(3) 排出係数の(参考)の記述を修正
- (90) p. II-99 (第 II 編 3.3.10).(3) 排出係数の一覧を更新、(参考)の記述を修正
- (91) p. II-100 (第 II 編 3.3.11.1).(2) 算定式の記述を更新
- (92) p. II-100 (第 II 編 3.3.11.1).(3) 排出係数を追加
- (93) p. II-101 (第 II 編 3.3.11.1).(4) 活動量を追加
- (94) p. II-104 (第 II 編 3.3.11.1).(5) 備考を追加
- (95) p. II-106 (第 II 編 3.3.11.3).(4) 活動量の記述を修正
- (96) p. II-108 (第 II 編 3.3.12).(3) 排出係数の一覧を更新
- (97) p. II-108 (第 II 編 3.3.12).(3) 排出係数の図の(出典)を修正
- (98) p. II-111 (第 II 編 3.3.13).(4) 活動量の「野焼き率」の有効数字に関する記述を削除
- (99) p. II-112 (第 II 編 3.3.14.(1)) 活動の概要と排出形態の記述、注釈を修正
- (100) p. II-112 (第 II 編 3.3.14.(2)) 算定式の記述を修正
- (101) p. II-113 (第 II 編 3.3.14.(3)) 排出係数の一覧を更新
- (102) p. II-113 (第 II 編 3.3.14.(4)) 活動量の記述を更新
- (103) p. II-115 (第 II 編 3.3.14.(5)) 備考の記述を更新
- (104) p. II-116 (第 II 編 3.3.15.(2)) 算定式の記述を修正
- (105) p. II-116 (第 II 編 3.3.15.(4)) 活動量の記述を修正
- (106) p. II-123 (第 II 編 3.3.17.1).(3) 排出係数の一覧を更新
- (107) p. II-126 (第 II 編 3.3.17.4).(1) 活動の概要と排出形態の※廃棄物燃料の種類を修正
- (108) p. II-126 (第 II 編 3.3.17.4).(3) 排出係数の一覧を更新、(参考)《No.1,3》の記述を修正
- (109) p. II-131 (第 II 編 3.4.1.(4)) 活動量の有効数字に関する記述を修正
- (110) p. II-134 (第 II 編 3.4.3.2).(4) 標準状態への換算に関する記述を修正
- (111) p. II-136 (第 II 編 3.4.4.2).(1) 活動の概要と排出形態の記述を修正
- (112) p. II-136 (第 II 編 3.4.4.2).(3) 排出係数の一覧表を更新
- (113) p. II-138 (第 II 編 3.4.6.1).(2) 算定式の記述を更新
- (114) p. II-138 (第 II 編 3.4.6.1).(3) 排出係数を追加
- (115) p. II-139 (第 II 編 3.4.6.1).(4) 活動量を追加
- (116) p. II-141 (第 II 編 3.4.6.1).(5) 備考を追加
- (117) p. II-143 (第 II 編 3.4.6.2).(4) 活動量の季節放牧を行っている場合の計算方法に関する記述を修正

- (118) p. II-144 (第II編 3.4.6.3).(4) 活動量の季節放牧を行っている場合の計算方法に関する記述を修正
- (119) p. II-146 (第II編 3.4.7.(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (120) p. II-147 (第II編 3.4.7.(5)) 備考を削除
- (121) p. II-150 (第II編 3.4.8.(4)) 活動量の「すき込み率」の有効数字に関する記述を削除
- (122) p. II-155 (第II編 3.4.9.(4)) 活動量の「野焼き率」の有効数字に関する記述を削除
- (123) p. II-156 (第II編 3.4.10.(4)) 活動量の算定式を修正
- (124) p. II-159 (第II編 3.4.11.2).(4) 活動量の算定式を修正
- (125) p. II-163 (第II編 3.4.12.1).(3)) 排出係数の一覧表を更新
- (126) p. II-168 (第II編 3.4.12.4).(1)) 活動の概要と排出形態の※廃棄物燃料の種類を修正
- (127) p. II-168 (第II編 3.4.12.4).(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) <<No.1,3,5,7>>の記述を修正
- (128) p. II-169 (第II編 3.5) 地球温暖化係数に関する記述を追加
- (129) p. II-169 (第II編 3.5.1.(3)) 排出係数の(参考) の記述を修正
- (130) p. II-170 (第II編 3.5.2.(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (131) p. II-171 (第II編 3.5.3.1).(1)) 活動の概要と排出形態排出係数の具体的な業務用冷凍空気調和機器に関する記述を追加
- (132) p. II-171 (第II編 3.5.3.1).(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (133) p. II-173 (第II編 3.5.3.2).(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (134) p. II-174 (第II編 3.5.4.(1)) 活動の概要と排出形態排出係数の具体的な業務用冷凍空気調和機器に関する記述を追加
- (135) p. II-174 (第II編 3.5.4.(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (136) p. II-175 (第II編 3.5.5.1).(1)) 活動の概要と排出形態排出係数の具体的な業務用冷凍空気調和機器に関する記述を追加
- (137) p. II-175 (第II編 3.5.5.1).(2)) 算定式の記述を修正
- (138) p. II-176 (第II編 3.5.5.1).(4)) 活動量の記述を修正
- (139) p. II-177 (第II編 3.5.5.2).(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (140) p. II-178 (第II編 3.5.5.2).(4)) 活動量の平均初期封入量の推計値一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (141) p. II-179 (第II編 3.5.6.(1)) 活動の概要と排出形態排出係数の具体的な業務用冷凍空気調和機器に関する記述を追加
- (142) p. II-179 (第II編 3.5.6.(4)) 活動量の記述及び平均初期封入量の推計値一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (143) p. II-183 (第II編 3.5.8.(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正
- (144) p. II-185 (第II編 3.5.10.(1)) 活動の概要と排出形態の記述を修正
- (145) p. II-188 (第II編 3.5.11.(5)) 備考の(参考) HFCを成分に含む代表的な混合冷媒一覧を追加
- (146) p. II-189 (第II編 3.6.1.(1)) 活動の概要と排出形態の記述を修正
- (147) p. II-189 (第II編 3.6.1.(3)) 排出係数の一覧表を更新、(参考) の記述を修正

(148) p. II-190 (第II編 3.6.2.(3))	排出係数の(参考)の記述を修正
(149) p. II-191 (第II編 3.6.3.(1))	活動の概要と排出形態の記述を修正
(150) p. II-196 (第II編 3.7.2.(3))	排出係数の一覧表を更新、(参考)の記述を修正
(151) p. II-197 (第II編 3.7.3.(3))	排出係数の一覧表を更新、(参考)の記述を修正
(152) p. II-199 (第II編 3.7.4.(4))	活動量の独自の排出係数の使用に関する記述(排出係数)を更新
(153) p. II-200 (第II編 3.7.5.(4))	活動量の使用時の排出量の算定式を修正
(154) p. II-202 (第II編 3.7.6.(2))	算定式の記述を修正
(155) p. II-202 (第II編 3.7.6.(4))	活動量の使用時の排出量の算定式を修正
(156) p. II-204 (第II編 3.7.7.(1))	活動の概要と排出形態の記述を修正
(157) p. II-205 (第II編 3.7.7.(4))	活動量の(参考) HFCを成分に含む代表的な混合冷媒一覧を削除
(158) p. II-206 (第II編 4)	調整後温室効果ガス排出量算定方法を追加
(159) p. II-210 (第II編早見表)	非エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)の排出係数を更新
(160) p. II-211 (第II編早見表)	メタン(CH ₄)の算定方法及び排出係数を更新
(161) p. II-212 (第II編早見表)	一酸化二窒素(N ₂ O)の排出係数を更新
(162) p. II-213 (第II編早見表)	ハイドロフルオロカーボン(HFC)の排出係数を更新
(163) p. II-214 (第II編早見表)	パーフルオロカーボン(HFC)の排出係数を更新
(164) p. II-214 (第II編早見表)	六ふっ化硫黄(SF ₆)の排出係数を更新
(165) p. II-215 (第II編早見表)	別表1 燃料種別の発熱量の排出係数を更新
(166) p. II-215 (第II編早見表)	別表2 燃料の使用に関する排出係数の排出係数を更新
(167) p. II-216 (第II編早見表)	(参考1) 燃料の使用に関する排出係数(別表1×別表2×(44/12))の係数を更新
(168) p. II-217 (第II編早見表)	別表3 アンモニアの製造に関する排出係数の排出係数を更新
(169) p. II-217 (第II編早見表)	別表4 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数の排出係数を更新
(170) p. II-218 (第II編早見表)	別表7 家畜の飼養に関する排出係数の排出係数を更新
(171) p. II-219 (第II編早見表)	別表8 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数の区分及び排出係数を更新
(172) p. II-220 (第II編早見表)	別表10 廃棄物の埋立処分に関する排出係数の排出係数を更新
(173) p. II-220 (第II編早見表)	別表12 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関する排出係数の排出係数を更新
(174) p. II-223 (第II編早見表)	別表14 家畜の排せつ物の管理に関する排出係数の区分及び排出係数を更新
(175) p. II-223 (第II編早見表)	別表15 肥料の使用に関する排出係数の排出係数を更新
(176) p. II-226 (第II編早見表)	別表19 廃棄物等の焼却及び原燃料としての使用に関

	する排出係数の排出係数を更新
(177) p.Ⅱ-228 (第Ⅱ編早見表)	別表 20 電気事業者別排出係数の排出係数を更新
(178) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1.(1))	提出期間を更新
(179) p.Ⅲ-1 (第Ⅲ編 1.(2))	提出先の記述を修正
(180) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1.(3))	提出方法の選択の記述を修正
(181) p.Ⅲ-2 (第Ⅲ編 1.(4))	提出に関する留意事項の記述を修正
(182) p.Ⅲ-4 (第Ⅲ編 2.1.(1))	提出書類の様式の記述を修正
(183) p.Ⅲ-4 (第Ⅲ編 2.1.(1))	表Ⅲ-2-1 温室効果ガスの排出量等の報告に用いる様式の記述を修正
(184) p.Ⅲ-4 (第Ⅲ編 2.1.(2))	書類の大きさ等の図を削除
(185) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.2.1)	様式に関する記述を修正
(186) p.Ⅲ-5 (第Ⅲ編 2.2.1.(1))	様式第 1 (表紙) の記入要領を更新
(187) p.Ⅲ-10 (第Ⅲ編 2.2.1.(2))	様式第 1 (別紙) の記入要領を削除
(188) p.Ⅲ-10 (第Ⅲ編 2.2.1.(2))	様式第 1 【特定排出者単位の報告】 の記入要領を追加
(189) p.Ⅲ-21 (第Ⅲ編 2.2.1.(3))	(別紙) 【特定事業所単位の報告】 を追加
(190) p.Ⅲ-28 (第Ⅲ編 2.2.2)	様式第 1 の 2 (権利利益の保護に係る請求書) の記述及び図を更新
(191) p.Ⅲ-28 (第Ⅲ編 2.2.2)	表Ⅲ-2-4 権利利益保護の対象となる排出量等を追加
(192) p.Ⅲ-31 (第Ⅲ編 2.2.3)	様式第 2 (温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報) の記述及び図を更新
(193) p.Ⅲ-37 (第Ⅲ編 3.2.(2))	磁気ディスクへの表示の記述を修正
(194) p.Ⅲ-38 (第Ⅲ編 3.3)	様式第 3 の記入要領の記述及び図を更新
(195) p.Ⅲ-41 (第Ⅲ編 4)	報告先に関する記述を修正
(196) p.Ⅲ-43 (第Ⅲ編 4)	表Ⅲ-4-1 事業別所管大臣の一覧(3/3)の注釈の記述を修正
(197) p.Ⅲ-45 (第Ⅲ編 4)	表Ⅲ-4-2 算定・報告・公表制度に基づく報告書の提出窓口一覧を更新
(198) p.Ⅳ-2 (第Ⅳ編 1.1)	算定事例の想定に関する記述を修正
(199) p.Ⅳ-2 (第Ⅳ編 1.1.(1))	算定・報告の対象範囲及び算定方法の記述及び表を更新
(200) p.Ⅳ-3 (第Ⅳ編 1.1.(1))	想定する事業所の概要と排出源のクリンカー成分に関する表を削除
(201) p.Ⅳ-4 (第Ⅳ編 1.1.(2))	算定・報告の対象範囲及び算定方法の記述、排出係数及び排出量を更新
(202) p.Ⅳ-10 (第Ⅳ編 1.1.(3))	データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
(203) p.Ⅳ-13 (第Ⅳ編 1.1.(4))	排出量の報告を更新
(204) p.Ⅳ-15 (第Ⅳ編 1.2.(1))	想定する事業者の概要と排出源を更新
(205) p.Ⅳ-15 (第Ⅳ編 1.2.(2))	算定・報告の対象範囲の記述、排出係数及び排出量を更新

- (206) p.IV-16 (第IV編 1.2.(3)) データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
- (207) p.IV-18 (第IV編 1.2.(4)) 排出量の報告を更新
- (208) p.IV-20 (第IV編 1.3.(1)) 想定する事業者の概要と排出源の記述を更新
- (209) p.IV-20 (第IV編 1.3.(2)) 算定・報告の対象範囲の記述を更新
- (210) p.IV-20 (第IV編 1.3.(3)) データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
- (211) p.IV-22 (第IV編 1.3.(4)) 排出量の報告を更新
- (212) p.IV-23 (第IV編 1.4) 算定事例の想定に関する記述を修正
- (213) p.IV-23 (第IV編 1.4) 表IV-1-4 想定したトラック輸送事業者の概要の記述を修正
- (214) p.IV-23 (第IV編 1.4.1) 『事業者としての報告』を『特定輸送排出者としての報告』に修正
- (215) p.IV-23 (第IV編 1.4.1.(1)) 想定する事業者の概要と排出源の記述及び表中の記述を修正
- (216) p.IV-24 (第IV編 1.4.1.(3)) データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
- (217) p.IV-25 (第IV編 1.4.2) 『事業者としての報告』を『特定事業所排出者としての報告』に修正
- (218) p.IV-25 (第IV編 1.4.2.(1)) 想定する事業者の概要と排出源の記述及び表中の記述を修正
- (219) p.IV-25 (第IV編 1.4.2.(1)) 表IV-1-6 物流拠点Aとして考えられる排出源一覧の備考を修正
- (220) p.IV-25 (第IV編 1.4.2.(2)) 算定・報告の対象範囲の記述、排出係数及び排出量を更新
- (221) p.IV-28 (第IV編 1.4.2.(3)) データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
- (222) p.IV-29 (第IV編 1.4.1.(4)) 排出量の報告を更新
- (223) p.IV-31 (第IV編 1.5.1.(1)) 想定する事業者の概要と排出源の記述を更新
- (224) p.IV-31 (第IV編 1.5.1.(1)) 表IV-1-7 想定した産業廃棄物中間処理業者の概要及び表IV-1-8 考えられる排出源一覧を修正
- (225) p.IV-33 (第IV編 1.5.2.(2)) 算定・報告の対象範囲の記述及び表中の記述を更新
- (226) p.IV-36 (第IV編 1.5.2.(3)) データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
- (227) p.IV-39 (第IV編 1.5.2.(4)) 排出量の報告を更新
- (228) p.IV-40 (第IV編 1.6.(1)) 想定する事業者の概要と排出源の記述を修正
- (229) p.IV-40 (第IV編 1.6.(1)) 表IV-1-9 想定した農業事業者における主な排出源を更新(差換え)
- (230) p.IV-41 (第IV編 1.6.(1)) 表IV-1-10 想定した農業事業者の概要の記述を修正、

	注釈の記述を修正
(231) p.IV-41 (第IV編 1.6.(2))	算定・報告の対象範囲の記述、排出係数及び排出量を更新
(232) p.IV-46 (第IV編 1.6.(3))	データの収集・排出量の算定の記述、排出係数及び排出量を更新
(233) p.IV-47 (第IV編 1.6.(4))	排出量の報告を更新
(234) p.IV-49 (第IV編 1.7.(1))	表IV-1-1 4 想定した荷主の概要の記述を修正
(235) p.IV-49 (第IV編 1.7.(2))	算定・報告の対象範囲の記述及び表中の記述を更新
(236) p.IV-50 (第IV編 1.7.(3))	データの収集・排出量の算定の記述及び排出量を更新
(237) p.IV-52 (第IV編 2.1)	表IV-2-1 温対法関連法令等一覧を更新
(238) p.IV-52 (第IV編 2.1)	表IV-2-2 温対法関連法令等一覧を更新
(239) p.IV-54 (第IV編 2.1.(1))	地球温暖化対策の推進に関する法律の条文を更新
(240) p.IV-59 (第IV編 2.1.(2))	地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の条文を更新
(241) p.IV-84 (第IV編 2.1.(3))	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の条文を更新
(242) p.IV-95 (第IV編 2.1.(4))	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の条文を更新
(243) p.IV-120 (第IV編 2.1.(5))	温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の条文を更新
(244) p.IV-123 (第IV編 2.1.(6))	調整後温室効果ガス排出量を調整する方法を追加
(245) p.IV-125 (第IV編 2.1.(7))	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第五号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量を追加
(246) p.IV-129 (第IV編 2.2.(1))	エネルギーの使用の合理化に関する法律の条文を更新
(247) p.IV-140 (第IV編 2.2.(2))	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の条文を更新
(248) p.IV-147 (第IV編 2.2.(3))	エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則の条文を更新
(249) p.IV-153 (第IV編 2.2.(5))	貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法の条文を更新
(250) p.IV-157 (第IV編 3.(1))	問合せ先一覧表を更新
(251) p.IV-158 (第IV編 3.(2))	問合せ先一覧表を更新
(252) p.IV-200 (第IV編 5)	表 5-1 算定・報告・公表制度に関する報告等の様式を更新、(根拠法令) を更新
(253) p.IV-201 (第IV編 5.1)	温対法報告様式第1 を更新
(254) p.IV-223 (第IV編 5.2)	省エネルギー法定期報告書様式第9 を追加
(255) p.IV-233 (第IV編 5.3)	省エネルギー法定期報告書様式第4 を追加
(256) p.IV-237 (第IV編 5.4)	省エネルギー法定期報告書様式第8 を追加
(257) p.IV-241 (第IV編 5.5)	省エネルギー法定期報告書様式第1 2 を追加

(258) p.IV-245 (第IV編 5.6)

省エネルギー法定期報告書様式第20を追加

(259) p.IV-257 (第IV編 6)

チェックシートを更新